



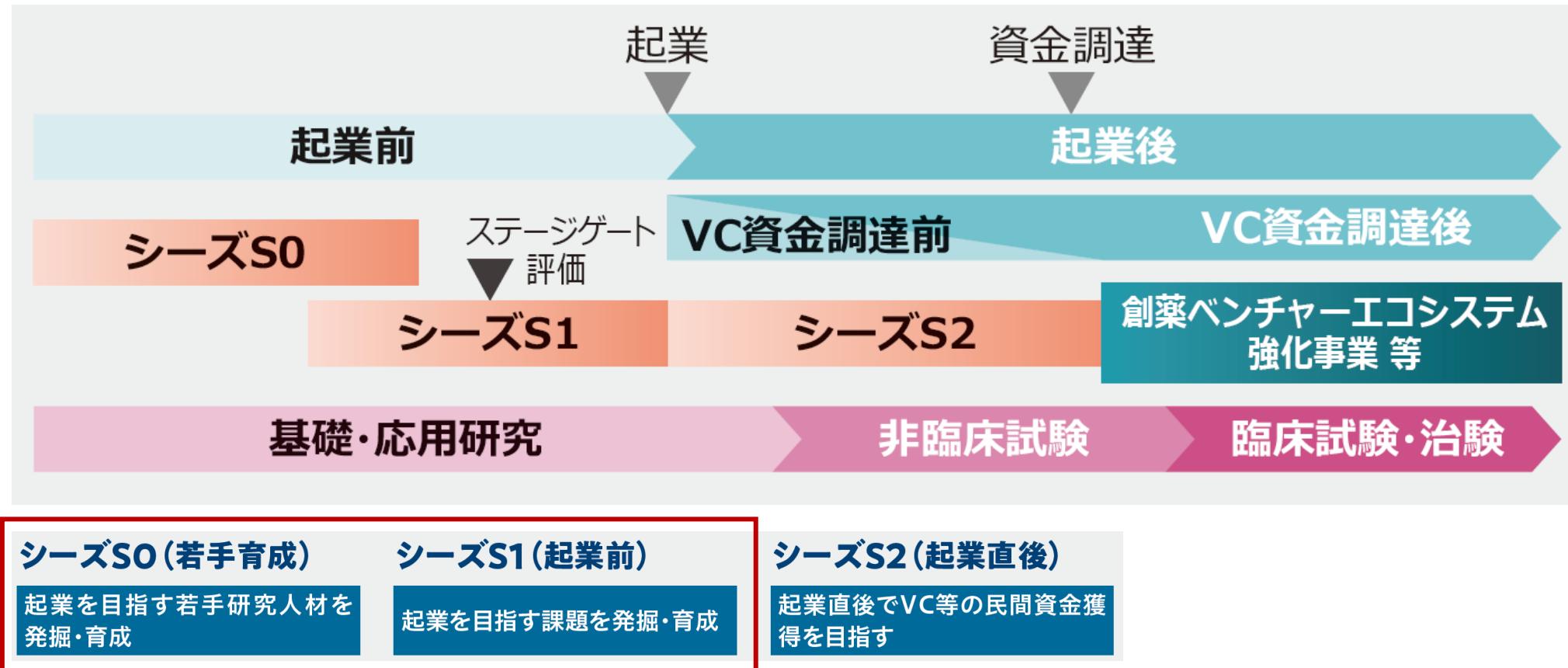
橋渡し研究プログラム (大学発医療系スタートアップ支援プログラム) 令和7年度 シーズS0/S1 公募説明会

学校法人慶應義塾
医療系スタートアップ支援拠点

令和7年12月22日

橋渡し研究プログラム（大学発医療系スタートアップ支援プログラム）

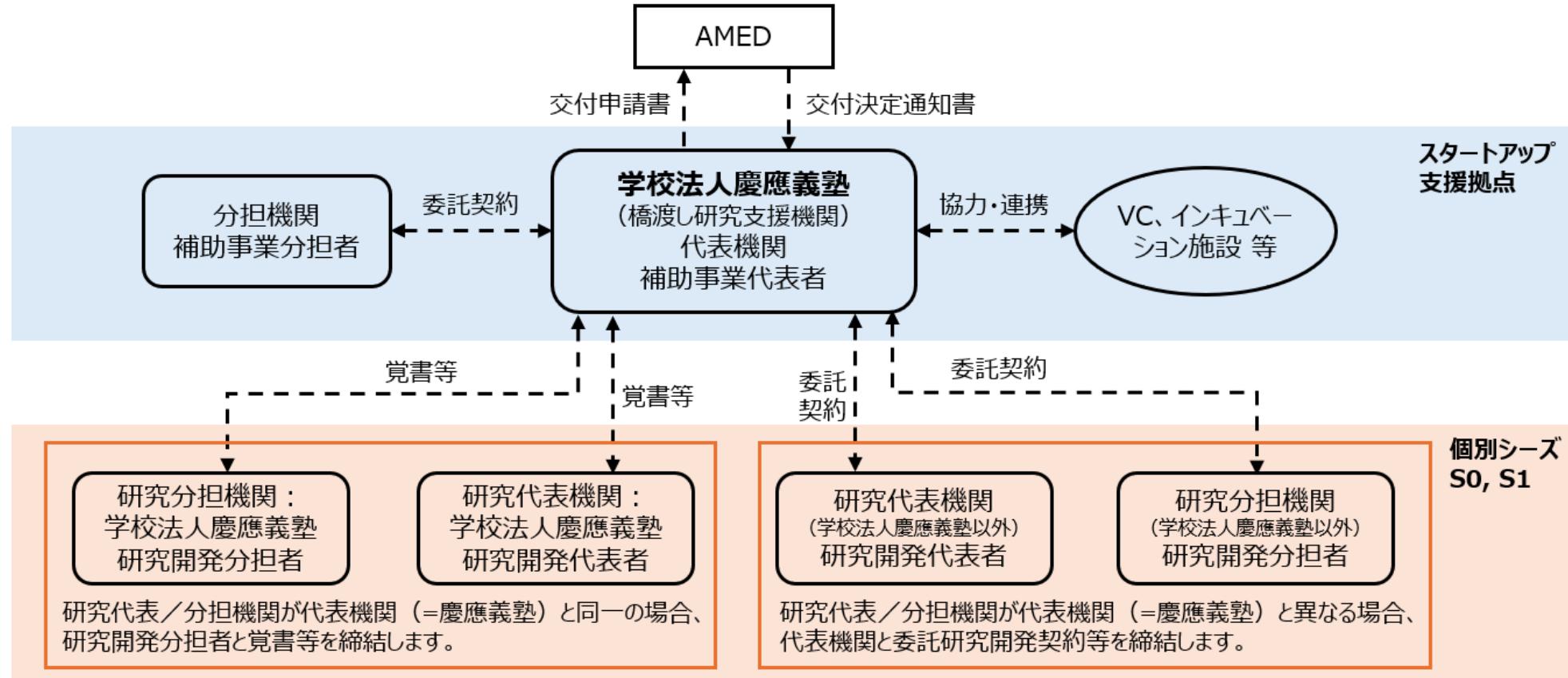
- ・ シーズSの対象フェーズ（個々のシーズの状況に応じて柔軟に支援）



- ・ 事業期間：最長令和10年度まで
- ・ 新規採択シーズ予定数（年度毎）：シーズ S0/S1それぞれ0～5程度
- ・ 令和6年度第1回公募（S2）：終了
- ・ 令和6年度第2回公募（S0/S1）：終了
- ・ 令和7年度第1回公募（S2）：終了
- ・ 令和7年度第2回公募（S0/S1）：令和8年1月13日（火）開始
→今回の募集はS0及びS1のみです。

1. 事業の概要

- シーズSは、橋渡し研究シーズA、異分野融合型研究開発推進支援事業と同様にAMED の補助事業として実施され、**支援拠点が募集・選定**します
- 支援シーズの研究費はSU支援拠点の裁量で配分します



SU支援拠点内及び研究代表機関（委託先）との契約等



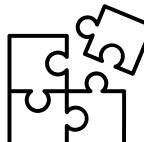
大学等の研究機関のオリジナルな基礎研究成果によるシーズ*であり、革新的な医薬品・医療機器等の実用化を目指す研究開発課題であること。



迅速な承認・認証を目指していること。



実質的に同一の内容（開発候補品やその前提となる研究テーマなど）について、国又は独立行政法人による他の競争的研究費制度による助成を受けていないこと、または受けることが決定していないこと。



高い革新性や市場ニーズを持ちながらも、課題の難易度や資金・ノウハウの不足により、**SU支援拠点の支援なしでは実用化が難しい研究開発課題**であること。

*大学等の研究機関のオリジナルな基礎研究成果によるシーズとは、以下の①又は②を満たすシーズを指します：

- ① 関連特許が大学等の研究機関から特許出願（共願含む）されており、かつその知的財産権を応募時点で大学等の研究機関が保有していること
- ② 大学等の研究機関から特許出願可能（共願含む）な成果を有していること

シーズS0 若手人材の発掘・育成



学生や研究者等の若手人材・チームを対象に、研究費の支援を行うとともに、SU支援拠点に所属する専門人材と連携し、起業に向けた伴走支援を実施することで、起業を目指す若手人材等を育成します。



支援期間は最長 2 年間とし、研究費は原則上限を2,000 万円（直接経費）とします。



支援を受ける若手人材やチームは、支援終了時までに解決を狙う未充足の医療ニーズの特定や検証、目標とする製品プロファイル（TPP）の具体化、その根拠となるデータの取得、及び事業化に向けた研究開発の起点となる開発候補品やデータの取得を目指します。

注）各シーズ枠には、目安となる支援額（研究費）や支援期間が設定されていますが、合理的な理由がある場合には、支援額や支援期間を調整することが可能です。

シーズS1 起業を目指す研究者の支援



スタートアップを通じて医薬品・医療機器等の実用化を目指す課題に対し、起業前に必要なフィジビリティ・スタディ（FS）の実施や、起業に必要な人材の確保に必要な費用を支援するともに、SU支援拠点が起業・事業化に向けた伴走支援を行います。



支援期間は最長3年間とし、研究費は原則上限を9,000万円（直接経費）とします。

注）ステージゲート評価まで（2年間）の原則上限を6,000万円（直接経費）とします。



目標とする製品プロファイル(TPP)を裏付けるデータの取得、並びに開発候補品の取得及び評価に必要な研究開発を行うとともに、VCや事業会社等との対話を通じてチームビルディングや支援体制を整え、支援終了時点での起業を目指します。

注）各シーズ枠には、目安となる支援額（研究費）や支援期間が設定されていますが、合理的な理由がある場合には、支援額や支援期間を調整することが可能です。

- S0およびS1段階のシーズを企業に移転可能な段階へと進めるためには、技術的リスクを低減し、Proof of Conceptを達成する必要があります。
- 当拠点では、これらの橋渡し研究活動を包括支援するエコシステムを構築しており、その一環として、Stanford大学のSPARKプログラムからのノウハウや手法の導入を進め、当拠点におけるSPARKプログラム（"SPARK Keio"）をシーズS0及びS1の採択チームを対象に開始しています。

SPARK Keio紹介資料

<https://drive.google.com/file/d/1oiUpfv2OobpiNm0OUCMcDkhqpdFbN0lw/view>





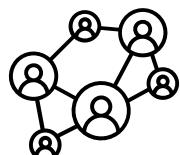
伴走支援

- 専任のプロジェクトマネージャー（PM）による継続的なプロジェクト支援



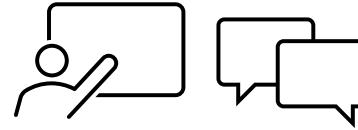
産業界アドバイザー

- 秘密保持契約下での産業界アドバイザーによる無料アドバイス
- 研究、製造、品質保証、薬事、臨床開発、知財などの各分野をカバーし、事業会社（CVC含む）、薬事当局、VCなどの豊富な業界経験を持つ支援者



ネットワーク構築支援

- 商業ライセンス化やスタートアップ創出を支援するための国内外の投資家とのネットワーク構築



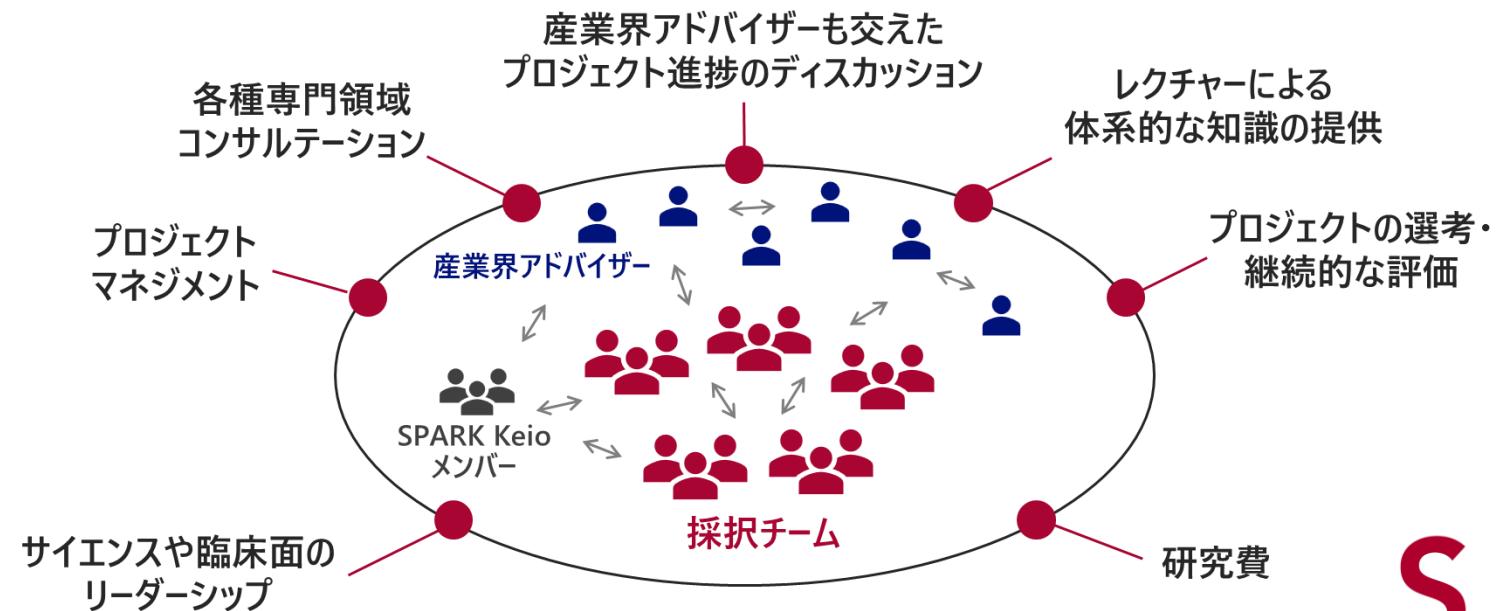
定期的な対面ミーティングによるコミュニティ形成

- 産業界アドバイザーを含む橋渡し研究実践者のコミュニティ形成
- 研究者全員に対する橋渡し研究に関する包括的な講義とプロジェクトアップデートに対するフィードバック
- 信濃町キャンパスにて隔週火曜日 18:30-20:00にて実施
- 採択課題の増加等に応じて頻度が増える可能性があります
- コミュニティ形成を促進する観点から原則対面参加を推奨
- 遠方からの参加の場合など、毎回の対面参加が困難な場合は、採択課題の概要や進捗を発表いただく回（3か月に1回程度）は対面参加いただき、それ以外の回はオンライン参加を選択いただくことも可能



3. 支援に関して SPARK Keio

- SPARK Keioは、「相互に学び、共同で実践するコミュニティ」による革新的治療・診断の創出をビジョンとし、コミュニティとしての橋渡し研究の学習や実践を重視し、包括的な支援を継続的に提供します。
- 医療系シーズの開発は複雑で学際的なプロセスであるため、シーズS0/S1の研究者を包括的に支援する仕組みが必要です。
- そのため、シーズS0/S1の採択者にはSPARK Keioに参加していただきます。

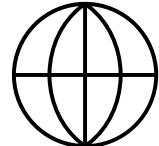


橋渡し研究の進展度も考慮した上で、各チームのニーズ・関心に応じて、起業に向けた支援の担当者（スタートアップ推進担当）を配置し、事業化側面の支援も提供します。



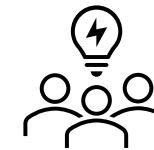
VC連携

協力機関VC*との連携による投資家への紹介やフィードバック機会
*慶應イノベーション・イニシアティブ、AN Ventures、Saisei Ventures、大鵬イノベーションズ、三菱UFJキャピタル、MedVenture Partners



起業家育成プログラム

- グローバルトップインキュベーターであるBioLabsと連携したライフサイエンス分野特化の起業家育成プログラムを提供
(連携：iCONN with BioLabs/川崎市産業振興財団)
- 慶應ビジネス・スクール（KBS）の大学院生向け講義である「起業家に学ぶ」への参加機会を提供
➤ アントレプレナーシップの習得やMBA生との交流を支援
- スタートアップを通じた医療系シーズの事業化を志す研究者や起業家向けの基礎知識をオンデマンドビデオ教材で提供
(連携：Triple Bridge Acceleration Program)



チーム構築支援

株式会社ビズリーチとの連携協定に基づく客員起業家制度や、慶應ビジネス・スクールを通じた産業界人材とのネットワークなど、慶應義塾が持つ強みを活かしたチーム構築支援を行います。



エコシステムへのアクセス

かながわ再生・細胞医療産業化ネットワーク（RINK）や湘南アイパーク、SakuLab（アステラス製薬）など、産官学が結集するエコシステムやオープンイノベーション拠点との連携を通じたネットワークを各種支援に活用します。

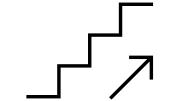


厳格な進捗管理

- 設定されたマイルストーンに基づき、四半期ごとに開催されるステアリングコミッティ*において、厳格に進捗を管理します。
- マイルストーンの達成が困難と判断された時点で、支援は終了します。

シーズS0

- 原則として支援期間中にAMEDが主催するコンテストでの発表が必須です。
 - PSやPO等による審査委員会から優秀シーズが選定（原則1件／回）され、優秀シーズの事業化を加速するための予算が追加配分されます。



ステージアップ

- S0→S1/S2またはS1→S2への移行は、SUシーズ評価ボード**によるヒアリング後、ステアリングコミッティにて審議されます。
- ステージアップが認められた場合には、新たな分類に応じた委託費による支援が継続されます。

シーズS1

- 2年目終了時においてステージゲート評価が実施されます。
 - 本公募の採択課題では研究開発期間の開始が年度初月（4月）とならないことから、シーズS1の2年目終了時のステージゲート評価は年度途中に実施予定です。
 - 2年目終了時のステージゲートを通過した場合、3年目の研究費が執行可能となります。

*ステアリングコミッティ：最高意思決定会議（重要事項、シーズ選定、ステージアップ）

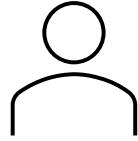
**SUシーズ評価ボード：事業および科学的観点から評価を行う会議、審議結果をステアリングコミッティへ提案

支援期間中に提出していただく書類（シーズS0/S1）

- 研究開発進捗報告書（四半期毎）
- 研究開発実績報告書（年度毎）
- 経費内訳書（年度毎）
- 参加者リスト（年度毎）

シーズS0

支援期間：最長 2 年間
研究費：原則上限2,000 万円（直接経費）



研究開発代表者：

- 国内のアカデミア研究機関等に所属する若手研究者*
- 当該研究機関を主たる研究場所とする
- 研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う



学生（学部生を含む）の場合：

- 指導教官と連名で研究開発代表者として応募してください
- 提案書作成・ヒアリング審査等の応募過程は当該学生が実施
- 在籍期間内で完了できる研究提案となるように研究計画を立ててください

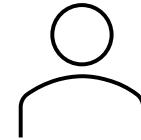
*若手研究者の定義：

令和8年4月1日時点において、①年齢が満43歳未満の者、②又は博士号取得後10年未満の者のいずれか高い方。
③ただし、出産・育児又は介護により研究に専念できない期間があった場合は、①あるいは②に当該期間分（最長 2 年。月単位で日数切り上げ）加算できる。

シーズS1

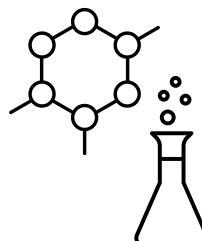
支援期間：最長3年間（2年目終了時にステージゲート評価）

研究費：原則上限9,000万円（直接経費）



研究開発代表者：

- 国内のアカデミア研究機関等に所属する研究者
- 当該研究機関を主たる研究場所とする
- 研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う



シーズS1は応募時点でアカデミア発の開発候補品をもっていることを必須とします

- ただし、アカデミアの基礎研究においては、「開発候補品」の定義や評価が一般に困難であり、本事業下での支援なしには開発候補品の創出が困難な分野もあることから、未充足の医療ニーズの解消を目的とした製品開発の起点となる研究成果をお持ちであれば、応募頂いて構いません。本事業の審査基準に基づき、総合的かつ厳正に審査します。

シーズS0/S1は起業を目指すアカデミアの研究開発課題が対象であるため、「応募時の起業予定時期」及び「採択後の起業」についてルールを設けています。

応募時の起業予定時期*/**

支援開始予定時期から6か月以内



対象外です

支援開始予定時期から6か月以内に起業を予定している場合は本公募の対象外となります

*起業：応募又は採択された課題において実用化に向けた研究開発を進める医薬品・医療機器等の事業化の受け皿となる法人（スタートアップ）の設立を指します。
**応募後に起業予定時期が当該期間に変更された場合も含む

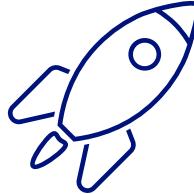
支援開始予定時期から6～12か月



条件付きで応募可能です

- 支援開始から法人設立までの期間に受ける支援が医薬品・医療機器等の実用化にどの程度寄与するか提案書において具体的に説明してください。
- 当該説明内容を提案課題に対する評価に含めて審査します。
- 計上可能な研究費（直接経費）の上限額は、1年分に相当する額（S0は1,000万円、S1は3,000万円）とします。

採択後の起業



起業に伴うS0/S1支援の終了

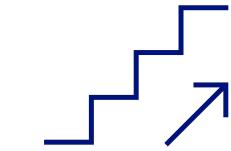
採択後に起業した時点で、当該採択課題に対するシーズS0/S1としての本事業による支援は終了します。



研究開発の連続性の確保

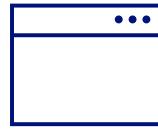
起業後も以下の条件下で本事業の研究費を用いた研究開発を継続することが可能：

- 起業した年度の年度末までに計画されている研究開発項目を本事業の研究費を用いて実施可能
 - 起業時点で計画書に記載のない新たな研究開発項目は追加不可
 - 年度末（3月末）までに納品検収し、原則翌月末（4月末）までに支払い完了する研究費を執行可能
- 研究費の委託先をアカデミアから設立したスタートアップに変更することはできません。
- シーズS1：ステージゲート評価前に起業した場合、起業後に本事業の研究費を用いて実施可能な研究開発項目は、当該年度の年度末又は年度途中のステージゲート評価時（2年目終了時）のいずれか早い時点まで



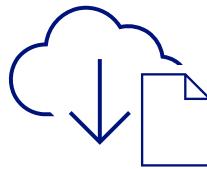
ステージアップ

起業した時点でシーズS0/S1としての支援は終了しますが、本事業において起業直後のスタートアップを支援対象とするシーズS2へのステージアップを希望し、拠点における審査を経てステージアップが認められた場合は、シーズS2として本事業による支援を継続することも可能です。



ステップ1 シーズ公募ページにアクセスしてください

https://www.ctr.hosp.keio.ac.jp/doctors/tr/support/SUprogram_R7.html



ステップ2 シーズ公募ページから提案書と経費ファイルの様式をダウンロードしてください

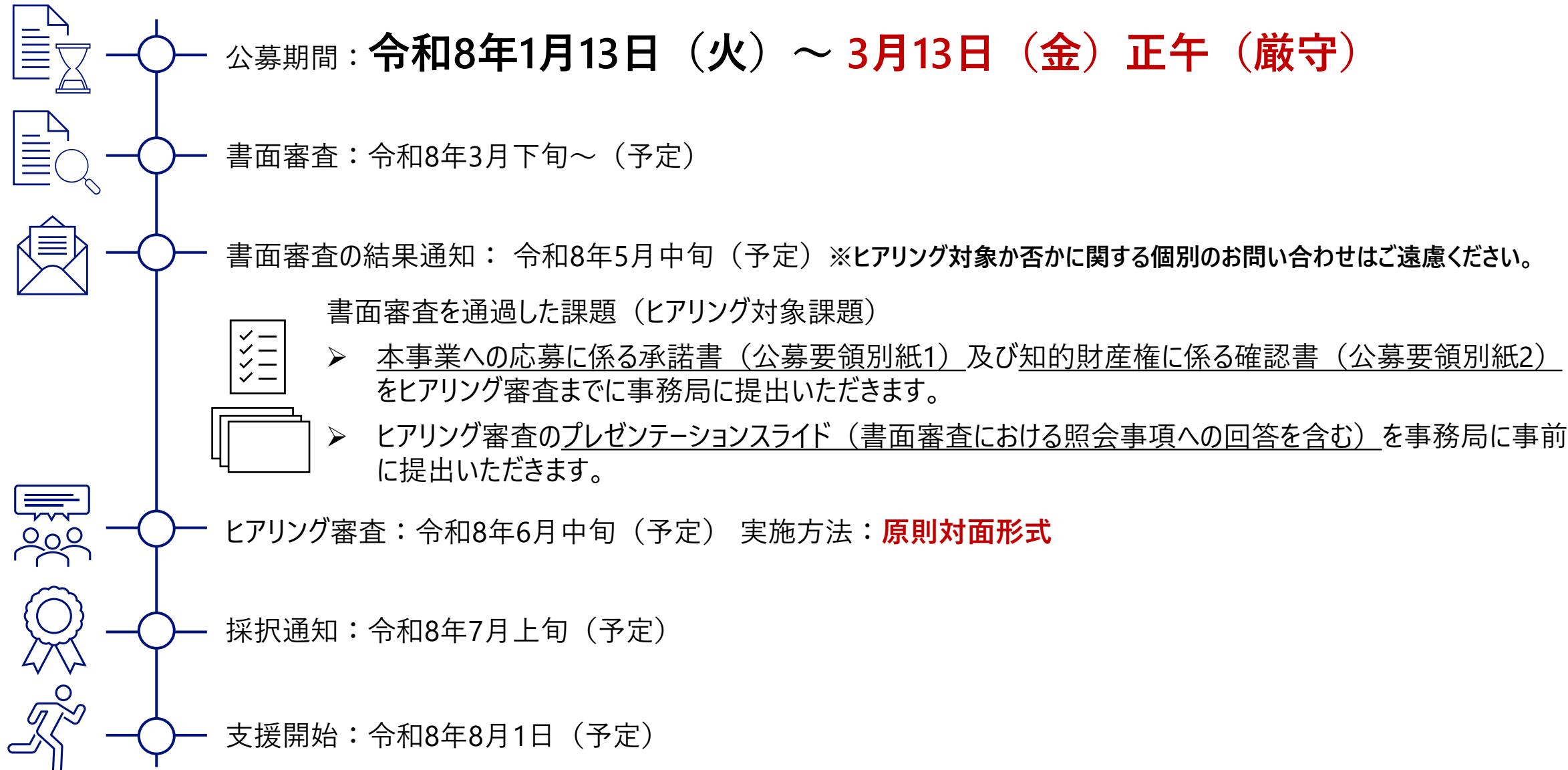


ステップ3 シーズ公募ページの提出フォームより、下表の提出書類をアップロードしてください

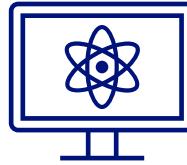
#	応募時の提出書類	様式	提出形式
1	提案書	シーズ公募ページよりダウンロード	Word及びPDF
2	経費ファイル		Excel及びPDF
3	(学生が応募する場合) 研究歴資料*	フリーフォーマット	PDF

*学生の研究歴を記載した資料（経歴書など経験、自己アピールできるもの）

注）アップロードできるファイルの最大容量は10MBです



シーズS0/S1では、「**強いサイエンスに立脚した新たなアプローチで未充足医療ニーズの解消を目指しており、橋渡し研究に臨む準備ができているシーズ**」を求めます。



強いサイエンスに立脚した新たなアプローチ

病態生理の解明に伴う新たな治療標的や作用機序の発見、臨床から得られた知見を新たな基礎研究につなげるリバーストランスレーション、生体への新たな介入手段となるモダリティ技術の創出などに基づき、**従来にないコンセプトの治療・診断方法の開発**を目指していること。製品開発の基盤となる研究成果の**独自性や画期性が高い提案**を高く評価する（新規作用機序の解明の程度や患者への外挿性の頑健さ等）。



アンメットニーズ解消

現在の標準治療（Standard of Care）における治療満足度が低く、**治療や診断における有効な選択肢がない（または限られる）患者**を対象とした製品開発を目指していること。



橋渡し研究に取り組む準備

シーズ S0：製品開発の起点となる研究成果を既に得ておらず、**概念実証**に向けた研究を開始できる状態にある。

シーズ S1：橋渡し研究がS0 の水準かそれ以上に進捗しており、**2～3 年間の研究**を経て、**VC が出資を検討しうる段階**まで進むと期待できる。

（進捗の程度やステージに一律の基準を設けることは困難であるため、他項目の魅力度なども考慮した上で総合的に判断する。）

2. シーズ情報 「I. 知的財産権」を除き 2ページ以内

- A) 対象患者等に対する現在の標準的な治療・診断手段 (Standard of Care)
- B) 解決を狙う未充足の医療ニーズ (unmet medical needs; UMN) の概要
- C) 対象患者／集団と効果・効能、(対象市場)
- D) 製品の概要
- E) アプローチの新規性・独創性・科学的妥当性
- F) 競合製品に対する優位性、差別化ポイント
- G) 提案の基盤となる研究成果
- H) 潜在的な「落とし穴」
- I) 知的財産権

提案書様式の緑色の説明文を十分に確認し、審査項目と観点（強いサイエンスに立脚した新たなアプローチ、アンメットニーズの解消、橋渡し研究に臨む準備）を踏まえて、A～Hの内容を2ページ以内で記載してください

3. 計画 1ページ以内

- A) 最終達成目標とマイルストーン
- B) タイムライン（最終達成目標までの記載は必須）
- C) 起業予定期

提案書様式の緑色の説明文を十分に確認し、記載フォーマットに従って1ページ以内で記載してください。
シーズS1については、2年目終了時のステージゲート評価前と後のマイルストーンが区別できるように記載していくください。

委託費交付

- 委託契約締結後、研究代表機関より発行された請求書に基づき、原則年度毎に委託費をお支払いします。
- 委託費は採択課題の計画書に基づき決定されるため、採択後の支援を通じて研究開発等の計画が見直された場合には、委託費もそれに応じて変更される点に留意してください。

シーズS1について

- 本公募の採択課題では研究開発期間の開始が年度初月（4月）とならないことから、シーズS1の2年目終了時のステージゲート評価は年度途中に実施予定です。
- 2年目終了時のステージゲートを通過した場合**
→当該年度のステージゲート評価後の期間（3年目）に計上されている研究費が執行可能
- 2年目終了時のステージゲートを通過できなかった場合**
→当該年度のステージゲート評価後の期間（3年目）に計上されている研究費と同額の委託費を還付いただけます。

委託費の構成

- 研究費の上限額（S0：2,000万円/2年、S1：9,000万円/3年）は、直接経費を指します。
- 本事業では橋渡し研究支援プログラムと同様に、シーズS0/S1の委託費から伴走支援の対価をいただきます。

$$\text{委託費} = \text{直接経費} + \text{間接経費} \text{ 上限：直接経費の10\%} + \text{伴走支援の対価}$$

各年度の予算案

本公募では、2026年8月支援開始予定として、各年度の予算案を記載してください。

- 令和8年度 (S0/S1) : 2026年8月～2027年3月
- 令和9年度 (S0/S1) : 2027年4月～2028年3月
- 令和10年度-1 (S0/S1) : 2028年4月～2028年7月
- 令和10年度-2 (S1) : 2028年8月～2029年3月
- 令和11年度 (S1) : 2029年4月～2029年7月

- 「【研究代表機関】令和8年度」シートの記入要領、記入例を参照して記載してください。
- シーズS1については、令和10年度の予算案をステージゲート評価前（2028年4月～2028年7月）と評価後（2028年8月～2029年3月）に分けて記載してください。
- S0/S1で設定されている研究費の上限額 (S0 : 2,000 万円/2年、S1 : 9,000万円/3年) は、直接経費です（間接経費を含めた額ではありません）。

成功報酬に関する仕組みを導入予定

- ・ 本事業の趣旨に沿い、本事業で支援を受けたスタートアップ（支援を受けたシーズに由来するスタートアップも含む）から、その成長に応じた成功報酬をSU支援拠点が得る仕組み（新株予約権を想定）を導入する予定です。
- ・ ただし、条件の設定にあたっては、SU支援拠点が支援時に受領する伴走支援の対価水準や、「大学知財ガバナンスガイドライン」などを参考に、スタートアップの成長を妨げない条件とします。

特許出願の支出

以下の1～3の要件を満たすことを条件として、特許出願にかかる経費の支出を認めます。

1. 委託期間中に得られた研究成果、または、知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（委託期間開始前の成果）の出願であること。
2. 原則、委託期間内の出願であること。
3. 大学等の単独出願もしくは当該シーズの研究実施機関による共同出願であること。

* 研究費を出願費用に充てられるか否かは、各大学等の規程により異なります。

* 特許出願する場合、事前に知財戦略を十分検討してください。

* 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT出願を含む）も対象となります。

その他の支出

シーズに直接関係する特許の場合、国内・国際出願（国内移行を含む）を問わず、委託期間中は特許出願以降の特許登録までの経費の支出を認めます。

* 想定される対象経費：登録費用、審査請求費用、代理人費用、翻訳費用 等

* 対象外：維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用 等

事業化に向けた経費、会社設立にかかる経費

- 事業化マイルストンの達成に向けて、研究成果と事業化の間を埋めるために必要な活動（例 対象患者及び疾患/ユーザー及び用途の設定、治験薬・プロトタイプ等の開発、ビジネスモデルのブラッシュアップ、仮説検証のためのデータ取得、技術実証の実施、市場・規制・競合技術の調査等）にかかる経費の計上することができます。
- 会社設立にかかる経費については、国や地方自治体による各種支援制度の利用を検討してください。本事業では、以下の経費については計上できません。
 - 資本金
 - 創立費、開業費として費用計上するもの

採択の取り消し

- ・ 採択後であっても、次に示す採択取消の理由に該当する場合は、採択が取り消されることがあります。
 - ・ また、これらの理由に該当していたにもかかわらず事前に発見できず、委託費の交付が決定された場合でも、後からその決定が取り消されることがあります。
1. SU支援拠点の定める期限までに SU支援拠点が求める必要な書類が提出されない場合
 2. 採択において条件が付与された場合において、最終的にその条件が満たされなかった場合
 3. 公募の要件の不充足があった場合
 4. 当該シーズに参加予定の研究者について、支援期間中に申請・参加資格が制限されることが明らかである場合
 5. シーズを実施する実施機関側の原因により、別途SU支援拠点が定める期限までに委託費配分決定ができない場合
 6. 上記のほか、SU支援拠点が採択取消に相当すると判断した場合

シーズ登録

- ・ 慶應以外の橋渡し研究支援機関でシーズ登録されている研究課題の場合、採択後に当該機関のシーズ登録を原則解除していただくことになります。シーズ登録解除後、慶應橋渡し研究支援機関でシーズ登録してください。

成果の帰属

- 特許権や著作権等の知的財産権については、特別の定めのない限り、知的財産を創作した実施機関に帰属します。
- 本事業の実施機関間での知的財産の取扱や秘密保持に関する取り決めは、委託開始前に十分に話し合い、明確にしていただくようお願いいたします。

論文謝辞等の記載

- 本事業により得られた成果等について外部発表等を行う場合は、AMEDおよびSU支援拠点の支援の成果であることを謝辞等に必ず記載してください。

本事業は、法令や政府機関の指針に基づいて実施されます。

法令遵守

採択された研究者および事業者は、関連するすべての法令、規制、政府機関の指針に従い、本事業を遂行する義務があります。特に、補助金の使用に関しては、厳格な会計基準と透明性を保持し、適正かつ効率的な予算執行を行うことを求めます。

指針の遵守

本事業の遂行にあたっては、関連する研究倫理、データ管理、知的財産管理等の要件を遵守することが必要です。これには、政府機関や関連団体によって制定された最新のガイドラインや政策が含まれます。

利益相反管理

研究者および事業者は、研究の独立性、公平性、透明性を確保するため、利益相反の管理を徹底する必要があります。利益相反が生じる可能性のある状況が発生した場合、速やかに当該状況を開示し、適切な対応を講じる必要があります。

ご質問・ご相談はこちらから

本公募に関するご質問・ご相談は、下記フォームよりお問い合わせください。

学校法人慶應義塾 医療系スタートアップ支援拠点
相談申込フォーム

<https://www.ctr.hosp.keio.ac.jp/forms/SU.html>



ご応募をお待ちしております